

可児市農業委員会第2回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年2月4日(木)午後1時30分から3時35分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
欠席委員	井藤 平榮、 堀井 省治
事務局	事務局長 莊加 敦夫 課長 山口 功、係長 長谷川 昇、書記 山本 尚美
議案	第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第10号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第12号 土地現況確認申請書(非農地)について 第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議事	局長 開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局 議案の訂正ですが、議案書の1ページ、3条受付番号1番の権利種別、有償を無償に訂正をお願いします。 6ページ、5条受付番号9番は取り下げです。 8ページ、5条受付番号13番は取り下げです。 説明資料の13ページから16ページについては、別冊に差し替えをお願いします。
議長	平成27年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は10番井藤平榮委員、11番堀井省治委員の2名で、只今の出席委員は17名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、16番勝野英俊委員、17番可児勉委員の両名を指名します。

議 長 日程第2、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、贈与による所有権の移転1件の申請があります。

受付番号1、広見からの申請の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の広見の方の間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字産田、地目は田で、面積は13㎡、第1種住居地域です。

譲受人は、譲受人の経営面積は3反未満であるが、申請地は譲受人の農地に隣接して、同時に5条申請された宅地分譲地に挟まれた土地となり、位置形状から一体利用することが望ましいとなっています。譲受後の耕作面積は2,209㎡となります。

なお、関連案件で5条受付番号8が同時申請されています。

この案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号1について、5番可児が報告します。

出入しているところをまっすぐにするとということで、交換されるもので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第2、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第10号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。なお、受付番号2番は、2番生田信昭委員が申請人となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号1番を先に審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今月は2件の申請があります。

受付番号1 石井からの申請の案件は、申請人の広見の方外1名が建材業車庫・資材置場・事務所を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、石井字八ヶ尻、地目は畑、面積は326㎡。申請地の東側は水路、西側は宅地、南側は水路、北側は道路となっており、農振区域内の農用地区域外の農地です。

転用事由としまして、申請者は広見で建材店を営んでおり、運搬等車両置場の車庫及び資材置場として利用しているものです。

なお、農地法の許可を受けずに事業用の店舗建設用地として利用しており、始末書が

添付されています。

農地転用許可区分は、宗宮整形外科まで 230m 及び 広見小学校まで 240m であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は既設排水路、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号 1 石井をお願いします。

山田委員 受付番号 1 について、7 番山田が報告します。

西は民家、北は道路、南と東は水路がありまして、排水は前面道路側溝、農業用水への影響はなしで、始末書もでており、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、受付番号 1 番の議案第 10 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

続きまして、受付番号 2 番を審議します。法第 24 条の議案審議参与制限により 2 番生田信昭委員の退席をお願いします。

(生田信昭委員退席)

議 長 これより、引き続き受付番号 2 番の審議をいたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 受付番号 2 室原からの申請の案件は、申請人の室原の方が個人住宅の離れと庭を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字堀後海道、地目は畑、面積は 89 m²。申請地の東側は宅地、西側は山林、南側は一体利用の宅地、北側は道路となっており、農振区域内の農用地区域外の農地で、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、個人住宅の離れ及び庭として利用しているものです。

なお、農地法の許可を受けずに母屋の離れと庭として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設等が連たんしていることから第 3 種農地と判断されま

す。一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、関連案件で 5 受付番号 14 が同時申請されています。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

以上です。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号2室原をお願いします。

事務局 受付番号2について、18番土田が報告します。

土田委員 申請地は住宅の離れ、庭の敷地としてすでに利用されていますが、今回、5条14番で同時申請がある娘夫婦の住宅を建築するにあたって、進入路道路の幅が狭いということで、農地から宅地に変更したいという申請で、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、受付番号2番の議案第10号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。ここで、生田信昭委員の着席をお願いします。
(生田信昭委員着席)

議長 日程第4、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。なお、受付番号14番は、2番生田信昭委員が申請人となっているため、受付番号15番は、18番土田幸嗣委員が本体事業で申請人となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号1番から8番、受付番号10番から12番、受付番号16番から22番を先に審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転8件、贈与による所有権移転4件、賃貸借権の設定3件、使用貸借権の設定6件、合計21件の申請があります。

受付番号1 柿田からの案件は、貸付人の柿田の方と借受人の恵那市の法人との間における賃貸借権の設定で、借受人が菓子製造業販売店舗とする目的のため転用許可を求めものです。

土地の概要は、柿田字細池外1筆、地目は田、面積は合計2,332㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、平成26年12月22日に農振除外の許可が下りております。申請地の東側は田、西側は道路、南側は水路、北側は水路となっており、許可後7ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、和洋菓子の製造販売店舗を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である広見東連絡所まで420m及び瀬田幼稚園まで450mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は土地改良排水に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号2 瀬田からの申請の案件は、譲渡人の瀬田の方と譲受人の瀬田の方との間

における贈与による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字小豆田、地目は田、面積は76㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は田、南側は道路、北側は田となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲渡人の兄である譲受人が、住宅用駐車場が不足しているため、駐車場とする計画をしたとなっております。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所まで490m及びみなもり内科クリニックまで510mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号3 瀬田からの申請の案件は、譲渡人の横浜市の方外2名と譲受人の中恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字前田外2筆、地目は田、面積は合計2,990㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、平成26年12月22日に農振除外の許可が下りております。申請地の東側は田、西側は田、南側は道路、北側は水路となっており、許可後12ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、宅地造成後、8区画の分譲住宅を建築販売するとなっております。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所まで650mあるが、支所を中心に半径700mまで宅地面積が40%を超えていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号4 瀬田からの案件は、貸付人の瀬田の方と借受人の瀬田の方の間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字神崎、地目は田、面積は208㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は田、西側は水路、南側は水路、北側は田となっており、許可後12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の孫である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である広見東連絡所まで260mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号5 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の中恵土の方の間における贈与による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅とする目的のため転

用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字馬石、地目は畑、面積は 211 m²、第 2 種住居地域で、申請地の東側は宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地南側の宅地を一体利用して、譲受人の住宅を建築する計画をしたとなっております。

農地転用許可区分は、第 2 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 6 広見からの申請の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の広見の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の駐車場の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見五丁目、地目は畑で、面積は 189 m²、商業地域で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後 1 年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、譲受人の多目的な個人駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所まで 170m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 7 広見からの申請の案件は、譲渡人の名古屋市の方と譲受人の広見の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が家庭菜園用地の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字上島外 1 筆、地目は畑、面積は 358 m²、第 1 種住居地域で、2 つの申請地のうち、一方の申請地の東側は畑、西側は譲受人の畑、南側は道路、北側は譲受人の宅地となっており、また、もう一方の申請地の東側は水路、西側は畑、南側は畑、北側は畑となっており、許可後 1 年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、申請地北側に隣接及び近接している譲受人の家庭菜園地として、物置を設置して利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 8 広見からの申請の案件は、譲渡人の広見の方外 3 名と譲受人の岐阜市の法人の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字産田外 5 筆、地目は田、面積は 2601.15 m²、第 1 種住居地域で、申請地の東側は宅地と畑、西側は道路と宅地、南側は田と宅地、北側は田となっており、許可後 15 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、8区画の宅地造成後、宅地を分譲販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で3条受付番号1が同時申請されています。

受付番号10 羽崎からの案件は、貸付人の羽崎の方と借受人の各務原市の法人との間における賃貸借権の設定で、借受人が太陽光発電設備とする目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、羽崎字西田、地目は田、面積は682㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は田、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人は申請地を借受け、太陽光発電設備65kwを設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅施設が隣接しており、一団農地が10ha未満となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号11 羽崎からの申請の案件は、譲渡人の坂戸の方と譲受人の下恵土の法人の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が不動産事務所建設の目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、羽崎字神田の一部、地目は田、面積は661㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、平成26年12月22日に農振除外の許可が下りております。申請地の東側は譲渡人の田、西側は雑種地、南側は道路、北側は田となっており、許可後1年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の事務所を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、事業施設が隣接しており、一団農地が10ha未満であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号12 下切からの案件は、貸付人の下切の方と借受人の静岡県三島市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、下切字香ヶ洞、地目は田、面積は364㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は駐車場、南側は貸付人の田、北側は道路となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の娘婿である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である姫治連絡所まで 290mとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 16 土田からの案件は、貸付人の土田の方と借受人の愛知県丹羽郡大口町の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻外 3 筆、地目はすべて畑、面積は合計 275.48 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は貸付人の畑、南側は貸付人の畑、北側は道路となっており、許可後 1 年の計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅施設が近接しており、一団農地が 10ha 未満となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 17 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建設業資材置場、駐車場への進入路の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道外 1 筆、地目は田、面積は 269 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は駐車場、西側は畑と道路、南側は水路、北側は宅地となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地東側で建設業を営んでおり、資材置場及び従業員用駐車場への進入路とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅施設が隣接しており、一団農地が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。なお、申請地は平成 25 年 6 月 17 日に畑地転換指導要綱の規定による届出があり、畑地になっております。まだ、3 年が経過してはおりませんが、当時と特段の状況の変化があるということで、その説明書の提出が予定されています。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自己用 U 字溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 18 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の東帷子の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井の一部、地目は畑、面積は 392.94 m²、第 1 種住居地域で、申請地の東側は畑、西側は畑、南側は畑、北側は道路と水路となっており、許可後 1 年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、宅地造成後、分譲住宅 1 棟を販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と

判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は市排水路、上下水道は北側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 19 下恵土からの案件は、貸付人の下恵土の方と借受人の下恵土の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は畑、面積は 105 m²、第 1 種住居地域で、申請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は貸付人の畑、北側は貸付人の宅地となっており、許可後平成 27 年 6 月 7 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地北側の宅地を一体利用して、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 20 下恵土からの申請の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の岐阜市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅の目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、可児駅東土地地区画整理事業 12 街区 8 画地、従前地は下恵土字前田、地目は畑、面積は 287 m²、近隣商業地域で、申請地の東側は道路、西側は畑と宅地、南側は道路、北側は一体利用地の宅地となっており、許可後 1 ケ年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地北側に隣接する宅地を一体利用して、宅地造成後、分譲住宅 2 棟を販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は東側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 21 今渡からの申請の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の川合の方外 1 名との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めます。

土地の概要は、今渡字反目、地目は田、面積は 267 m²、第 1 種住居地域で、申請地の東側は宅地、西側は譲渡人の宅地、南側は譲渡人の畑、北側は畑となっており、許可後平成 27 年 8 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地西側隣接の同日申請された非農地受付番号 2 の土地の一部を進入路として、譲渡人の子と孫である譲受人の個人住宅を建築する計画をしたとなっております。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で非農地受付番号2が同時申請されています。

受付番号22 川合からの申請の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の瀬田の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字大廻間外1筆、地目は田、面積は56.36㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は雑種地、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後平成27年4月1日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地北側に隣接する、譲受人が役員の建設会社の駐車場として利用しているとなっております。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1から4 柿田、瀬田をお願いします。

渡邊委員 受付番号1から4について、14番渡邊が報告します。

受付番号1について、西側は道路、南側は田、東側は田、北側は水路となっており、雨水排水は土地改良排水、上水道は前面道路、下水道は公共下水で、農業用水への影響はなしということで、問題ないと思います。

受付番号2について、西側は田、南側は道路、東側は住宅、北側は田で、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要で、農業用水への影響はなしということで、問題ないと思います。

受付番号3について、西側は田、南側は道路、東側は田、北側は道路で、隣地と土地改良の同意もあり、雨水排水は道路側溝、上水道は前面道路、下水道は公共下水で、農業用水への影響はないと思います。

受付番号4について、西側は水路、南側は道路、東側は田、北側は田ということで、隣地の同意、土地改良の同意もあります。雨水排水は西側水路へ排水、上水道は前面道路、下水は公共下水で、農業用水への影響はないと思います。

議長 山田委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5中恵土をお願いします。

受付番号5について、7番山田が報告します。

排水については、南側の側溝へ流すということで、特に問題ないと思います。

続いて受付番号6について、報告します。

東と南が店舗、西側と東側に側溝がありまして、排水はそこへ流すということで、農業用水への影響はないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7、8 広見をお願いします。

受付番号7、8について、5番可児が報告します。

可児(隆)委員	<p>受付番号7について、現在畑になっており、家庭菜園にするということで、問題ないと思います。</p>
議 長 奥村(武)委員	<p>受付番号8について、8区画の分譲ということで、特に問題ないと思います。 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号10、11羽崎お願いします。 受付番号10、11について、1番奥村が報告します。 受付番号10について、東側の水路から西側の田へ水を引いていると思いますが、隣地の同意書が出ておりますので、問題ないと思います、 受付番号11について、隣との境を通過して地下に水路がありますが、隣接の同意がありますので、問題ないと思います。</p>
議 長 小池委員	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号12下切お願いします。 受付番号12について、13番小池が報告します。 北側、東側は道路、西側は開発されており、寮の駐車場、南側は水田ですが畑として利用している申請人の所有地です。土地改良の同意もあり、雨水排水は道路側溝へ流すということで、農業用水への影響はないと思いますので、特に問題ないと思います。</p>
議 長 勝野委員	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号16、17、18土田お願いします。 受付番号16、17、18について、16番勝野が報告します。 受付番号16について、借受人の親が申請地の北に居住しており、借受人の個人住宅を建築するための申請です。申請地は住宅施設が近接しており、隣地同意もあり、雨水は道路側溝、下水は下水道接続で、農業用水への影響はないと思います。 受付番号17について、地目は田、現況は畑で不耕作地です。譲受人は申請地東側で建設業を営んでおり、駐車場への進入路及び資材置場として利用するための申請です。北と東は宅地、西は道路、南は水路、農業用水への影響は土地改良の同意もあり、問題ないと思われます。なお、申請地は事務局から説明があったように、昨年、田から畑への変更許可が出まして、3年以内ですが、この申請を出されたものです。 申請地を見ますと仕方ないかと思いますが、その点をふまえてご審議をお願いします。 受付番号18について、分譲住宅の建築販売のために、申請地は第1種住居地域にあり、西と南は分譲するために宅地造成中、東は畑、北は富士ノ井排水路です。 隣地同意もあり、雨水排水は市排水路、下水は公共下水接続で、農業用水への影響はないと思います。</p>
議 長 可児(勉)委員	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号19、20下恵土お願いします。 受付番号19、20について、17番可児が報告します。 受付番号19について、親の敷地内に個人住宅を建築するというので、一般基準はすべてクリアされており、問題ないと思います。 受付番号20について、区画整理の中の申請で、分譲住宅ということで、周囲は住宅地ですので、問題ないと思います。</p>
議 長 菱川委員	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号21今渡お願いします。 受付番号21について、8番菱川が報告します。 この案件については、非農地証明2番の土地を通過しての一般個人住宅という申請で、土地改良の同意、隣地の同意もあり、上下水道は前面道路から公共下水ということで、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号22川合お願いします。</p>

大澤委員 受付番号 22 について、12 番大澤が報告します。

この 1 筆だけ残って、外はすべて転用されており、すでに埋めてあるということで、今回、始末書を付けて提出されました。外に対して影響はありませんので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 17 番についてお尋ねしますが、農業をするために畑を埋め立てて使うということで、去年許可を受けたわけですね。その一部を転用したいということですが、許可後、今までの指導としては、3 年くらいはやって、それから事情があれば認めますということだと思いますが、1 年で、3 年ももちろん経っていないですが、特別な事情というのは、どういうことを根拠にするのですか。

事 務 局 この案件につきましては、現地確認で誓約書もでておりますし、3 年経っていないということで、現場ではだめだということで見に来ました。申請書を出される時に事情を説明していただくのが当然ですが、それが無い段階で現地確認になりましたので、現場を見る限りではだめだということでした。それから、所有者の方から事情を聞きまして、文書で出していただくよう進めている段階での話ですが、当然所有者の方は農業をするつもりで埋め立てられて、耕土と砂を混ぜて耕作できるようにして、まだ石があるので取り除きながら作ってみえます。譲受人の事情を説明しますと、鍵の手の角にある家の方から申請地の東側に駐車場があり、建設業の車両が入れてありますが、ここに大型のユニックが入らないので、転用をお願いして 5m の道路を作ってユニックを入れたいという申請をされて、所有者の方としては 3 年経っていないからだめだと、農業をやるとい話をされたそうです。

その状況がわかりまして、特段の事情というのは何かといいますと、一つ基準になるのは、悪意ですぐ転用するために埋め立てたわけではない中で、色々状況が変わって、第三者から依頼があってこの申請になったということです。

こういう状況で、法的に誓約書がどれだけ効力があるかが判断基準になるとと思いますが、例えばなぜ転用できないのかと裁判になった時に、法的には何も謳ってないところで、農業委員会としては畑転するなら 3 年はやってくださいというお願い的なところで誓約をいただいているところで、状況が変わった場合、止むを得ないのではないかという判断はしております。

用紙で出していただくようお願いしてありますが、そういうことを加味して、判断して決定していただければと思います。

大澤委員 東側の三角の土地に重機を置くために、進入路として買われるわけですね。それなら、北からかぎの手に南へいく分は関係ないのではないですか。どうしてそこまで進入路として必要になるのですか。

事 務 局 先ほど言いましたように、大型ユニックが入らないということで、この土地も必要だと思われる。この案件に限らず、誓約書が出て畑転をどう考えていくかが今後の課題になるとと思いますが、その時の状況の変化によって総会で判断していただくことになると思います。

大澤委員 今の説明は質問と違いますが、進入路なら、進入路の分だけでいいのではないですかという質問に対して、この分も必要なら、進入路と合わせてもう少し増やしたいということなら、こういうかぎの手になるとと思いますが、進入路が要するという説明だと、矛盾

しないですかということです。

事務局 申請書によりますと、大型ユニック用の進入路と資材置場も不足しているので、かぎの手の南よりの土地につきましては、大型ユニックの駐車場共々資材置場として確保したいという申請です。

大澤委員 そういう話ならいいと思います。先ほどは進入路だけと言われたので、今のように資材置場も増やしたいという話ならいいと思います。あとは認めるか認めないかの話だと思います。

議長 はい、杉本委員、どうぞ。

杉本委員 畑転する時に、このかぎの手の分も含めてここ一体全部転換されて、今回、かぎの手の分だけ転用したいというわけですね。

事務局 そうです。

議長 よろしいですか。はい、菱川委員、どうぞ。

菱川委員 今後の話になるとと思いますが、農業委員会として3年間農地を続けなさいということで許可を出したわけですね。それが事情が変わって1年ちょっとで本当に話し合っているものかどうか。これが例えば2年半くらい経っていれば話が変わってきますが、1年足らずでこういう形でまた申請が出てきて、ここで判断しなさいということで、話し合いとしてできる立場かどうかということですが。

議長 事務局、お願いします。

事務局 そもそも畑転換は届出制でして、本来は勝手に畑として使っていた所を4条5条と区別できないということで届出にしなければという指導によるものです。あくまでも届出を受理したという通知を出しているもので、その中で3年間は畑として利用するという誓約書をいただいております。ここで審議された案件ではなくて、田から畑にして利用することで農地としては続いている話ですから、例えば20年所有して1年前に畑にした所を転用していいかどうか、例えば新家を作りたい時に、3年間は触れないから外を探しなさいと言えるかどうかという問題もありますが、所有する農地を畑にした場合、3年間はだめとするのか、元々畑であればおそらく許可されると思いますが、畑にしたばかりに許可できないとそこまで強く言えるかどうかということです。

議長 菱川委員、よろしいですか。

菱川委員 3年間はやりなさいというのは、何か法的な根拠があつての3年間ではないですか。何もない3年間ですか。

事務局 参考までに、3条で取得したものについては3年間はやりなさい、3年以上経って転用を出してもらうことについても、法的根拠も何もなくて、3条は取得したものですので、今回の畑転とは違いますが、法的根拠は何もないです。

議長 菱川委員、わかりましたか。事務局、もう一度説明をお願いします。

事務局 畑転換につきましては、水はけが悪いとか、上から水が来ないから田ができないとか、色々事情があります。元々ここに家を建てるために、先に埋めるということを防ぎたいという思いで、3年間ということが誓約書に書き込んであり、それを付けて畑転換として出しているのが現状です。ですから、事情として、本人は畑をやるつもりだったが1年経って新家を建てることになって、外は農振地だからここしかないとかいう話もあるわけで、3年の縛りというのは、その後の事情の変化によっては考えていてもいいかとは思いますが、法的な根拠があれば絶対だめですが、そうではないので、不許可になる理由にはならないということとは言えると思います。

議 長 はい、大澤委員、どうぞ。

大澤委員 本人は埋め立てて3年間畑をやるという誓約書を書かれているわけですね。今の話だと自分の所の事情があって孫の家とか建てたい場合はということですが、今回の場合、本人は何の問題もない、他人の事情ではないですか。今の説明は身内の中に事情ができた場合は許可してもいいのではという説明ですが、自分の所に何も問題ないのに、これも事情によって許可してもいいではないかという説明をしてもらわないと、今身内のことばかり説明されましたが、他人の場合でも同じということでもいいですね。

事 務 局 今の話は、身内のことでさえもそういうことです。自分の行為ですので、元々そういうことは考えていなかった、第三者の場合は他人ですから、さらにそのつもりはなかったということですので、よりみてあげてもいいのかと比較で出したわけですが、4条も5条も同じようにみななければいけないと思います。4条はある程度想定がつくわけですがそれでも特段の事情はありますし、4条も5条も同じように特段の事情を考えるべきではないかと思います。

杉本委員 難しいことを言うと何ですが、水田であろうが畑であろうが、売買する時には5条申請するので、現在水田であっても申請があれば認めるし、たまたま畑だったという話ではいけないか。

議 長 大澤委員、いかがですか。

大澤委員 だめだとは言っていないです。この方針として、今後こういう申請が出た場合については、特段の事情があった場合は許可するというのであれば結構だと思います。

事務局として、どういうことが特段の事情ですかと尋ねただけで、特段でなければ許可なくていいわけですね。今の話では何でも出てくれば特段になってしまいますが、どうしても事情があって出てきたものは許可するというのであれば、それでいいと思います。

議 長 事務局、お願いします。

事 務 局 3年間という誓約書だけで、この案件を取り下げなさいということとは言えないだろうと、今までやってきたことについて見直しをかけている段階で、今回の案件についても確信的に畑に盛土した後にすぐに転用してしまうという話ではまずいので、本人に確認しました。

畑をやるつもりだったということを確認しまして、今後のことも考えた上で、当時の畑としてやっていこうという状況と事情が変わってきたことがあれば正直に出してもらって、それについて妥当性があれば認めていこうというふうに舵を切らせていただけないかということです。

議 長 大澤委員、よろしいですか。はい、小池委員、どうぞ。

小池委員 17番にも関係しますが、2種農地の転用の案件が今回、3番、10番、11番、14番、17番と出ていますが、農地転用許可基準を見ますと、第3種農地については原則許可、第2種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合或いは公共性の高い事業の用に供する場合は許可するとなっており、ここの判断がないと許可できないということですが、案件を見ますと公共性の高い事業に供する場合というのは、今回当たらないと思いますが、今申し上げた受付番号の周辺の他の土地に立地することが困難な場合という理由を事務局に教えていただきたいと思います。

議 長 事務局、お願いします。

事 務 局 農振除外の場合については、他の土地を十分検討したかお聞きしますが、2種として

の理由としては、例えば、売地であったというのが3番、17番については事業に対するこの場所しかないという判断もあります。それぞれその土地しかないということについては、自分の土地、先ほどの隣の土地を購入して事業を行うとか、そういう形で2種についてはその土地を限定して申請されていると判断しております。他に所有地がありませんかとか、他でできませんかという問い合わせとかは、現在してありません。

小池委員 14番については娘婿の住宅を建てるということで、自分の家の近くでということで理解できますが、売却するとか、貸して太陽光発電施設に使ってもらうとかは、他に立地することが困難な場合、他に土地がないということかもしれません、貸したり売却するのに他の土地がないという、この基準自体がおかしいのではないかと思います、ここを見直すつもりはありませんか。

議 長 事務局、お願いします。

事 務 局 許可基準に関する解釈については、Q&Aとか本等がありますので、後ほど説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小池委員 説明いただくことはかまいませんが、事務局としてその点を十分審査されたかということをお聞きしているわけです。

議 長 事務局、どうぞ

事 務 局 判断としましては、自己所有地又は事業が可能な場所ということで申請がでてしていると判断しております。

小池委員 よくわからないので、後ほどお願いします。

議 長 他にございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

色々ご意見がございましたが、事務局から後ほど説明がありますので、お諮りいたします。日程第4、受付番号1番から8番、受付番号10番から13番、受付番号16番から22番の議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 続きまして、受付番号14番を審議します。法第24条の議案審議参与制限により、2番生田信昭委員の退席をお願いします。

議 長 (生田信昭委員退席)

これより引き続き受付番号14番の審議をいたします。

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 受付番号14 室原からの案件は、貸付人の室原の方と借受人の広見の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字堀後海道、地目は畑、面積は456㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は貸付人の畑、南側は畑、北側は貸付人の宅地となっております。許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の娘婿である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに車庫として利用しており、又、平成26年4月に本件の

住宅建設目的の擁壁を設置したことに対し、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が近接しており、土地改良もされていない中山間の生産性の低い農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。なお、関連案件で4条受付番号2が同時申請されています。

この案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 14 室原をお願いします。

土田委員 受付番号14について、18番土田が報告します。

4条の2で申請がありました、行き止まりの山間地で、今回、娘婿の住宅を建築するという申請で、一般基準判定は問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、受付番号 14 番の議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

ここで、生田信昭委員の着席をお願いします。

(生田信昭委員着席)

議 長 続きまして、受付番号 15 番を審議します。法第 24 条の議案審議参与制限により、18 番土田幸嗣委員の退席をお願いします。

(土田幸嗣委員退席)

議 長 これより引き続き受付番号 15 番の審議をいたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 受付番号 15 塩河からの案件は、貸付人の塩河の方と借受人の愛知県日進市の法人との間における賃貸借権の設定で、借受人が工事用仮設道路、事務所、駐車場、資材置場とする目的のため一時転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩河字迎田、地目は田、面積は 1,775 m²、農振区域内の農用地で、申請地の東側は道路、西側は道路、南側は水路、北側は田となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地東側で林地開発許可を伴う太陽光発電施設設置のため、一時的に工事用仮設道路、事務所、駐車場、資材置場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、農業振興地域整備計画における農用地となっていることから、立地基準判定は農振農用地の一時転用と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になる

議 長 ことはないと思われます。
 この案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま
 す。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 15 塩河をお願いします。

生田委員 受付番号15について、2番生田が報告します。
 申請地東側の山林に太陽光発電施設を設置するための一時的な工事用仮設道路、事務所、駐車場、資材置場ということで、隣地の同意も土地改良の同意もでており、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 日程第 3、受付番号 15 番の議案第 11 号、農地法 5 第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
 ここで、土田幸嗣委員の着席をお願いします。
 (土田幸嗣委員着席)

議 長 「これから午後 3 時 15 分まで暫時休憩とします」
 休憩 午後 3 時 00 分
 再開 午後 3 時 15 分

議 長 「これより審議を再開します」

議 長 事務局、どうぞ
 事務局 先ほどの小池委員の質問について、説明させていただきます。質問の内容につきましては、2 種農地について、周辺の他の土地に立地することができない時は許可になるが、そういうことはチェックしているかということですが、3 番については、農振除外の段階で代替地がないということで除外が下りておりますので、そこでチェックしてあります。11 番についても、農振除外の時に他に代替地がないということなどを判断した上で除外されていますので、ご理解願いたいと思います。14 番については、この土地しか娘婿の個人住宅ができないということで、ご理解願いたいと思います。17 番については、駐車場がありまして乗り入れを確保したいということで、この場所しかないという転用理由になっておりますので、そういう意味で許可条件に該当するというこ
 とで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。小池委員、よろしいですか。
 小池委員 受付番号 11 番はどうでしょうか。
 事務局 11 番は農振農用地ですので、他にないということで除外されております。
 議 長 小池委員、よろしいですか。除外の時に話し合ったとおりですので、よろしくお願

します。

議長 日程第 5、議案第 12 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は 2 件の申請があります。

受付番号 1 今渡からの申請の案件は、今渡の方が所有する畑です。

土地の概要は、今渡字町、畑、面積は 236 m²。昭和 38 年 10 月に西側隣接の居宅に作業場として増築してから現在に至る。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号 2 今渡からの申請の案件は、今渡の方が所有する畑です。

土地の概要は、今渡字反目、畑、面積は合計 455 m²。昭和 30 年頃申請地に居宅を建築し、昭和 54 年に増築してから現在に至る。今回、非農地申請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1、2 今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号 1、2 について、8 番菱川が報告します。

受付番号 1 について、家の近くですが、昭和 38 年から建っており、私も宅地だと思っていましたが、今回申請ができて、畑ではなく現況地目のとおり宅地で、非農地です。

受付番号 2 について、昭和 30 年頃に建築したということで、それ以来農地転用されていなかったということで、非農地申請ができております。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 5、議案第 12 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認については、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを判断し、県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 6、議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借 16 件で合計 43,440 m²の集積となります。

受付番号 1 番から 2 番は借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の下切の方外 1 名と借人の大森の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、今字五反田外 2 筆、地目はすべて田、面積は合計 6,018 m²、新規で平成 33 年までの 6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 3 番 貸人の下恵土の方と借人の二野の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、二野字森本外 3 筆、地目はすべて田、面積は合計 2,535 m²、再設定で平成 30 年までの 3 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 4 番 貸人の愛知県江南市の方と借人の美濃加茂市の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、面積は 484 m²、再設定で平成 32 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 5 番 貸人の土田の方と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は土田字下畑、地目は田、面積は 1,034 m²、再設定で平成 32 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 6 番 貸人の下恵土の方と借人の土田の特定非営利活動法人との間での解除条件付き使用貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字中島、地目は田、面積は 1,384 m²、再設定で平成 32 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 7 番から 15 番は借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の二野の方外 8 名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、二野字山本外 23 筆、地目はすべて田、面積は合計 28,678 m²、新規設定で平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 16 番 貸人の塩河の方と借人の塩河の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、塩河字西洞外 1 筆、地目はすべて田、面積は 3,307 m²、新規設定で平成 37 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 6、議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

ご異議ないものと認めます。よって、本案件は、原案のとおり承認、決定し市長宛てに報告します。

議長 日程第 7、議案 14 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題といたします。

なお、この案件は 1 番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第 24 条の議案審議参与制限により、1 番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 14 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する委員会の意見を求めるものです。

議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画のうち受付番号 7 番から受付番号 15 番までに対し、岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人に農地中間管理権が取得されました。

農用地利用配分計画案は、この農地中間管理権により、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、二野字山本外 23 筆、地目はすべて田、面積は合計 28,678 m²、新規設定で平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 7、議案第 14 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議長 日程第 8、議案第 15 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。

今回は 12 月 26 日から 1 月 31 日までに受理した 9 件の案件について報告させていただきます。

土田の方外 8 名からの届出の案件は、田 33 筆、面積は 21,750.48 m²、畑 36 筆、面積は 8,461.19 m²の 合計 69 筆、面積は 30,211.67 m²です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これもちまして、平成 27 年第 2 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。